

市有地売払いのお知らせ

習志野市市有地一般競争入札売払 実施要領・関係資料

入札に参加を希望される方は、このお知らせをお読みいただき、内容を十分把握したうえでご参加ください。

■ 物件番号 2

習志野市屋敷三丁目 3 4 9 2 番 3

■ 入札参加申請期間

令和 5 年 1 2 月 8 日（金）～令和 5 年 1 2 月 2 5 日（月）

■ 入札書提出期間

令和 6 年 1 月 1 6 日（火）～令和 6 年 1 月 2 3 日（火）

■ 開札日時

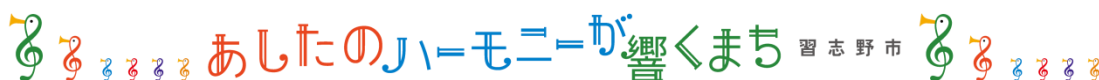
令和 6 年 1 月 2 5 日（木）午後 2 時 3 0 分

■ 開札場所

習志野市庁舎 4 階 入札室

習志野市

政策経営部 資産管理室 資産管理課



目次

■ 習志野市市有地一般競争入札売払 実施要領

全体の流れ	1
1 一般競争入札（郵便入札）により売却する物件	3
2 入札参加申請に必要な資格	3
3 入札参加申請	4
4 質問・回答	5
5 入札書の提出・記入方法	5
6 入札保証金	6
7 辞退	6
8 未提出の取扱い	6
9 入札の無効	6
10 再度入札	7
11 開札	7
12 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定	7
13 異議の申し立てについて	8
14 注意事項	8
15 落札者決定の通知	8
16 契約	8
17 売買代金の支払い方法	8
18 契約に付す条件	9
19 その他	9
20 問い合わせ先	9

■ 関係資料

物件調書	10
案内図	12
現況図	13
公図	14
現地写真	15
提出書類一覧表	17
郵便による入札書の提出について	18
習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書（単独名義用）	19
習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書（共有名義用）	20
入札書	21

辞退届	2 2
質問書	2 3
市有財産売買契約書（案）（一括払い用）	2 4
市有財産売買契約書（案）（契約保証金払い用）	2 9
地下埋設物試掘・撤去工事写真	3 5

習志野市市有地一般競争入札売払 実施要領

この要領は、「習志野市市有地一般競争入札売払」に応募申請するためのものです。

全体の流れ

■入札参加申請（郵送申請）

申請開始 令和5年12月8日（金）

提出期限 令和5年12月25日（月）【必着】

郵送先 〒275-8601

「習志野郵便局留」習志野市 政策経営部 資産管理室 資産管理課 行



■入札参加受付書の交付

入札参加受付書を郵送で交付します。



■質問・回答（電子メールもしくはファクシミリ）

質問開始 令和5年12月26日（火）

提出期限 令和5年12月27日（水）【必着】

回答日 令和6年1月9日（火）



■入札（郵便入札）

入札開始 令和6年1月16日（火）

提出期限 令和6年1月23日（火）【必着】

郵送先 〒275-8601

「習志野郵便局留」習志野市 政策経営部 資産管理室 資産管理課 行

※今回の入札では、入札保証金の納入はありません。



■開札

開札日時 令和6年1月25日（木）午後2時30分

開札場所 習志野市庁舎 4階 入札室

次ページに続く



■落札者決定の通知

落札者には速やかに、落札者に決定した旨の通知を書面にて行います。



■契約

令和6年2月1日（木）までに市有財産売買契約を締結することとします。



■売買代金の支払い

売買代金の支払い方法は、次の2通りのどちらかとなります。

- ①一括払い：契約と同時に売買代金全額を支払う方法。
- ②契約保証金払い：契約保証金として、売買契約金額の10%を契約と同時に支払い、残金については、契約締結後1カ月以内までに支払う方法。



■所有権移転・登記

売買代金の支払いが完了したときに所有権は移転し、同時に現状有姿での物件引き渡しがあったものとします。

所有権移転登記は習志野市が行いますが、登記に掛かる諸費用は落札者の負担となります。

1 一般競争入札（郵便入札）により売却する物件

(1) 物件の表示

屋敷三丁目3492番3 宅地 80.89㎡

(2) 入札最低売却価格

6,260,886円

(3) 売却条件

- ①現状有姿での売払いとなります。
- ②応募申請から所有権移転まで、同一人格（法人の場合は同一法人格）でなければなりません。
- ③契約条項に違反した場合の契約解除及び違約金の条項を設けます。
- ④公告、応募要領、物件調書、市有財産売買契約書（案）等、市が開示した情報に基づいた契約となります。

2 入札参加申請に必要な資格

- (1) 個人・法人の別を問わず、また市内・市外を問いません。
- (2) 令和4年度（法人においては直近の事業年度）の都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないこと。
- (3) 個人にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①成年被後見人又は被保佐人。
 - ②破産者で復権を得ないもの。
- (4) 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。（法人の場合は、法人の役員。）

このことを確認する必要がある場合には、習志野警察署へ照会いたします。照会をかけるにあたり、個人又は法人の役員の「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供していただきます。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本入札の開札日前6カ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札参加申請

(1) 申請書について

習志野市ホームページの本応募要領掲載箇所に掲載する「習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書」の他、いずれも発行から3カ月以内の次の書類を同封して、郵送で提出してください。

①個人の場合

- ・令和4年度分の都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書
- ・住民票の写し（世帯全員記載のもので、個人番号の記載が無いもの）
- ・個人の印鑑証明書

②法人の場合

- ・直近の事業年度分の都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書（法人の所在地のもの）
- ・履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑証明書

■申請書の送付先

〒275-8601

「習志野郵便局留」 習志野市 政策経営部 資産管理室 資産管理課 行
市有地一般競争入札 参加申請書在中」と赤字で明記してください

郵送方法は普通郵便ではなく、書留、簡易書留のいずれかによるものとします。持参されましても受理いたしません。

(2) 共有名義で入札参加申請をする場合

- ①共有者全員が「2 入札参加申請に必要な資格」に記載している入札参加申請に必要な資格を満たしている必要があります。
- ②共有者の中から代表者を決めてください。
- ③共有者全員の必要書類を添えて、習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書（共有名義用）によりお申し込みください。
- ④入札書の記載は代表者が行うこととなります。
- ⑤単独で申請した個人又は法人は、共有名義での重複申請はできません。
また、共同名義で申請をした個人又は法人は、他の共有名義での申請はできません。

(3) 申請期間

令和5年12月8日（金）～令和5年12月25日（月）【必着】

期限までに習志野郵便局に必着するように郵送してください。

(4) 入札参加受付書の交付

入札参加受付書は郵送で送付します。

また、入札参加を確認した場合は、その旨を電子メール（電子メールアドレスがない方には電話連絡もしくはファクシミリ）によりお知らせします。

お知らせがない場合は、必ず令和5年12月26日（火）に資産管理課へ連絡をしてください。

4 質問・回答

習志野市ホームページの本応募要領掲載箇所に掲載する質問書の様式を使用し、電子メール（電子メールアドレスがない方はファクシミリ）で提出してください。この場合、必ず電話にて電子メール又はファクシミリの到達を確認してください。入札参加申請をした者のみ、質問をすることができます。

(1) 質問書提出期間

令和5年12月26日（火）～令和5年12月27日（水）【必着】

(2) 質問への回答

令和6年1月9日（火）に入札参加全者に対し、電子メール（電子メールアドレスがない方にはファクシミリ）にて送付します。（質問がない場合は通知しません）

全ての質問に対する回答を、入札参加申請者全者に送付します。

回答に特別時間を要する場合は、別途通知します。

5 入札書の提出・記入方法

入札は、入札参加受付書を交付された者しか行うことができません。

(1) 入札方法

本入札は郵送で行います。

(2) 入札書について

①習志野市ホームページの本応募要領掲載箇所に掲載する様式を使用し、別紙「郵便による入札書の提出について」に従ってください。

■入札書の送付先

〒275-8601

「習志野郵便局留」 習志野市 政策経営部 資産管理室 資産管理課行

「市有地一般競争入札 入札書在中」と赤字で明記し、裏には住所又は所在地及び氏名又は商号・名称を記載してください

②郵送でなく持参した入札書は無効とします。また、令和6年1月16日（火）より前に到達した入札書も無効とします。

③郵送の方法は普通郵便ではなく、書留、簡易書留のいずれかによるものとし

ます。

- ④入札書は1物件に対して1通とします。
- ⑤「入札書在中」と書かれた封筒は、開札まで開けることができないため、入札書の差替えはできません。
- ⑥入札金額は、アラビア数字で記載し、金額の頭に「¥」を付けてください。
- ⑦入札書提出期限までに到達しなかったものは無効とします。

(3) 入札書提出期限

令和6年1月16日（火）～令和6年1月23日（火）【必着】

期限までに習志野郵便局に必着するように郵送してください。

開札参加者がいる場合は、別途電子メール（電子メールアドレスがない方はファクシミリ）で上記期間中に開札参加者の住所・氏名を資産管理課へ連絡してください。

(4) 入札書到着の確認

入札書の送付を確認したら、その旨を電子メール（電子メールアドレスがない方には電話連絡もしくはファクシミリ）でお知らせします。

お知らせがない場合は、必ず令和6年1月24日（水）に資産管理課へ連絡をしてください。

6 入札保証金

免除。今回の入札では、入札保証金の納入はありません。

7 辞退

- (1) 入札書送付前であれば、入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退するときは、必ず辞退届を持参により提出してください。

8 未提出の取扱い

入札書提出期限までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、辞退として取扱います。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 指定した入札書以外を使用した入札
- (3) 入札参加受付書の交付を受けていない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札書による入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札最低売却価格を下回った金額による入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 応募要領に違反した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

再度入札は行いません。

11 開札

(1) 開札日時

令和6年1月25日（木） 午後2時30分

(2) 開札場所

習志野市庁舎 4階 入札室

(3) 開札立会人

開札場所には、入札書に記載された「開札参加者」のみ入室することができます。入室の際は、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証や法人の場合は社員証など）を提示してください。

入室した者の中から2名を開札立会人として指名し、開札終了後、開札立会人は確認書に署名していただきます。

2名の立会いが得られないときは、入札事務に関係のない市職員を開札立会人とします。

12 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

最高価格入札者を落札者としますが、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上のときは、入札者（落札者入札書に記載された「開札参加者」）がくじを引いて決定します。その際、くじ引きを拒否した場合は、代わりに入札事務に関係のない市職員がくじに参加して決定します。

当該入札者（落札者入札書に記載された「開札参加者」）が開札会場にいない場

合にも同様に、代わりに入札事務に関係のない市職員がくじに参加して決定します。

1 3 異議の申し立てについて

- (1) 応募要領、売払要件等についての不明を理由として異議を申し立てることができません。
- (2) 開札終了後連合等の疑いが生じたときは、市の執る措置に従い、異議を申し立てることができません。
- (3) 開札の進め方や入札の無効の取扱いについて、市の執る措置に従い、異議を申し立てることができません。

1 4 注意事項

- (1) 参加申請書類に不備がある場合は補正を命じますので直ちに訂正してください。申請期間内又は市が指定した日までに訂正されない場合は受理できません。
- (2) 物件調書の周辺図等により必ず現地確認するようにしてください。
- (3) 参加申請後、不正があったことが確認された場合には、申請を取り消すことがあります。
- (4) 市主催の現地説明会は実施いたしません。

1 5 落札者決定の通知

落札者には速やかに、落札者に決定した旨の通知を書面にて行います。

1 6 契約

落札者が令和6年2月1日（木）までに売買契約を締結しないときは、落札者の決定は無効となります。

1 7 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法は、次の2通りのどちらかとなります。

- ①一括払い：契約と同時に売買代金全額を支払う方法。
 - ②契約保証金払い：契約保証金として、売買契約金額の10%を契約と同時に支払い、残金については、契約締結後1カ月以内までに支払う方法。
- いずれの場合も、市発行の納入通知書により市指定の金融機関へ納付してください。

い。

契約保証金払いの場合、契約締結後1カ月以内までに残金の納付が確認できないときは、契約は無効となります。この場合、原則として契約保証金の返還はしません。

18 契約に付す条件

P3「1 一般競争入札（郵便入札）により売却する物件（3）売却条件」の内容となります。

19 その他

- (1) 提出された資格確認資料等は返却しません。
- (2) 落札決定後、市ホームページにて全ての入札者名及び入札価格を公表します。
※個人の場合は「個人」とします。
- (3) 入札に要した費用は入札参加者の負担とし、市は一切負担しません。

20 問い合わせ先

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市 政策経営部 資産管理室 資産管理課 担当：三代川・宮本

電話番号：047(451)1151 内線393

FAX番号：047(453)7769

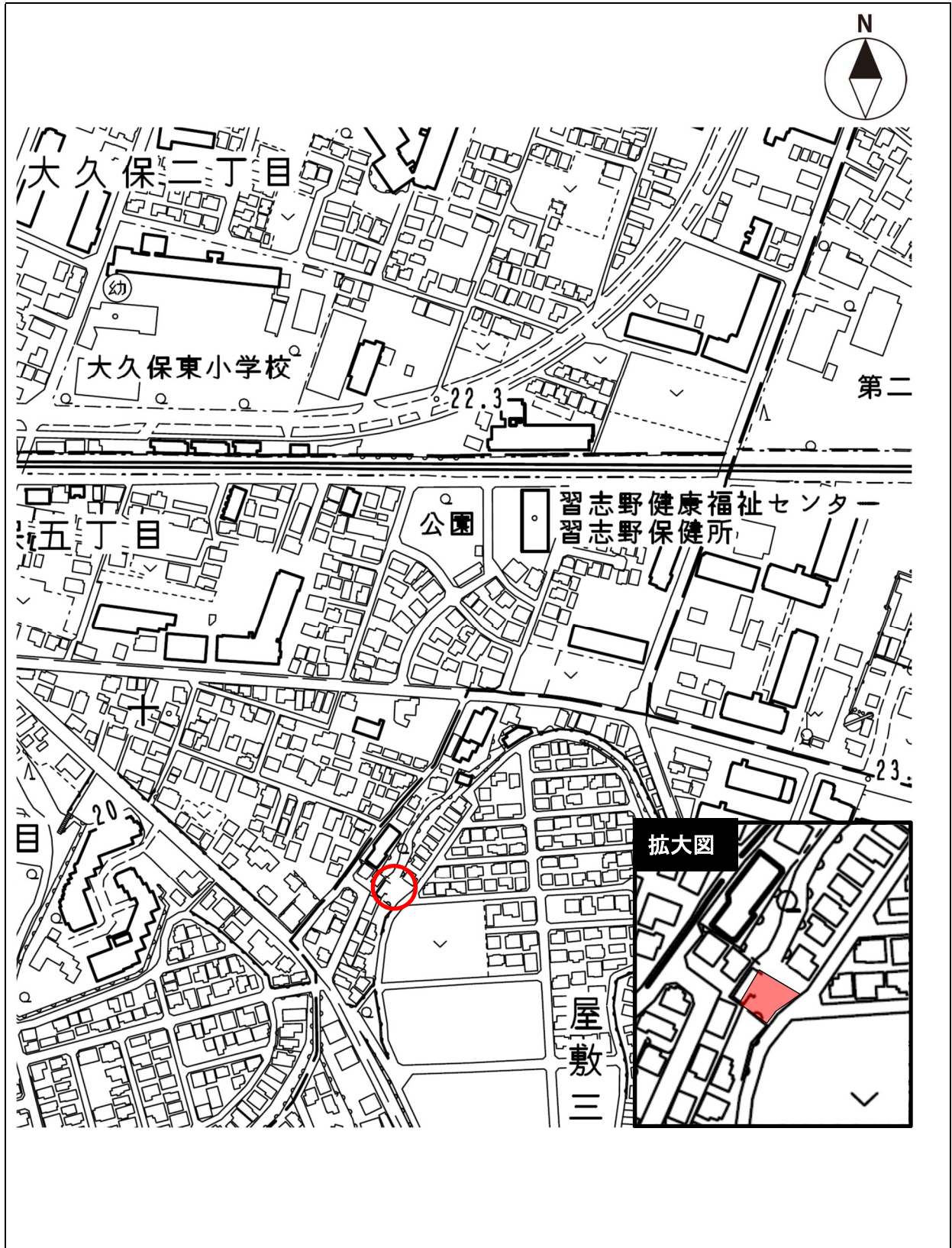
電子メールアドレス：zaikan@city.narashino.lg.jp

物件調書

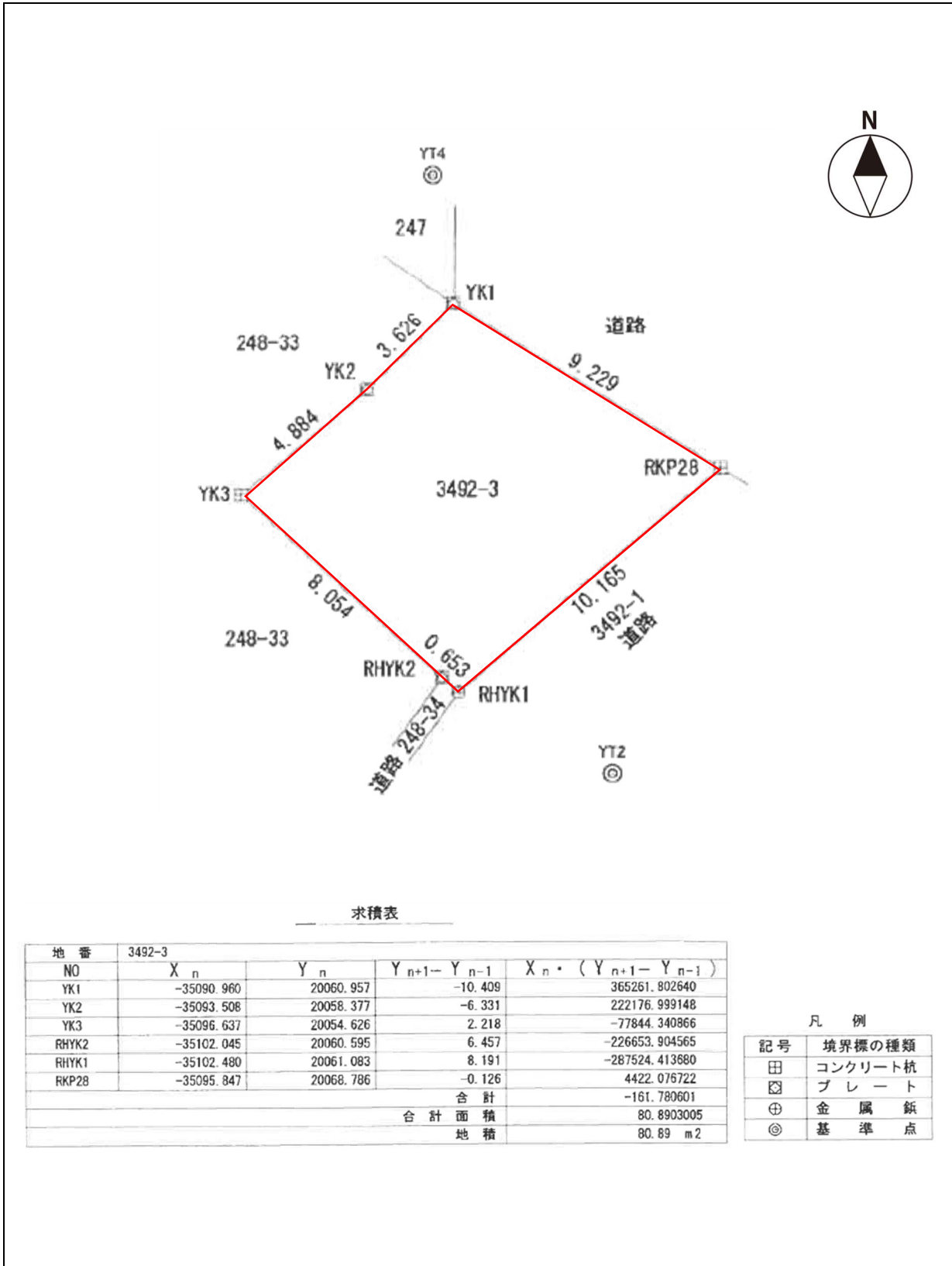
物件番号	2	入札最低売却価格	6, 260, 886円 (77, 400円/㎡)			
物件名	土地	習志野市屋敷三丁目3492番3				
実測地積	80.89㎡	現況地目	雑種地	形状	地積測量図のとおり	
登記地積	80.89㎡	登記地目	宅地			
接道道路の状況	敷地東南側 市道 09-124 号線 (幅員約 4.5m) に接道					
私道負担の有無	なし	負担の内容	—			
都市計画等の制限	内容					問い合わせ先
	区域区分	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域		都市環境部 都市計画課
	建ぺい率	50%	容積率	100%		
	防火指定	指定なし	高度地区	指定なし		
	地区計画	指定なし				
文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない					生涯学習部 社会教育課
供給処理施設	ガス	前面道路 口径 50mm の低圧管 有 敷地内引き込み 有				習志野市 企業局
	上水道	前面道路 口径 50mm の配水管 有 敷地内引き込み 有				
	下水道	(分流区域) ①汚水 前面道路に本管 口径 200 mm 有 公共柵設置済 (受益者負担金支払済) ②雨水 前面道路に本管 無				
	電気	東京電力エナジーパートナー (株) 千葉カスタマーセンター 第二				
交通機関	電車	京成本線「京成大久保駅」から約 0.9 km 徒歩約 11 分				
	バス	京成バス習志野出張所及びハッピーバス「保健所」から約 0.3 km 徒歩約 5 分				
	高速道路	京葉道路「武石 IC」から約 3.2 km				
特記事項	<p>◆本物件は、現状有姿での売却となります。</p> <p>◆隣接地及び前面道路の境界は確定済みです。</p> <p>◆本物件には近隣町会の集会所 (平家建・未登記) がありましたが、平成 30 年に解体して以降は空き地となっています。</p> <p>◆敷地内に東日本電信電話株式会社が所有する電柱 1 本・支線 2 本 (東日本電信電話株式会社・東京電力パワーグリッド株式会社 各 1 本) があり、これらの設置にあたっては、市が NTT から賃料を徴していますが、東京電力との占有契約は未締結です。本物件の所有権移転が完了した後、市から NTT に対し、市有地の所有権が移転した旨をお知らせします。東京電力分については落札者から連絡してください。<u>所有権移転後の設置物の取扱いについて市は関与しませんので、賃料等については、落札者が各社と協議してください。</u></p> <p>◆地表面の高さから 500mm 程度の深さまで地下埋設物試掘調査を行い、地下埋設物を撤去しています (別添「地下埋設物試掘・撤去工事写真」参照)。</p>					

- ◆地下埋設物試掘調査・撤去工事に係る資料は、別添写真が全てとなります。
- ◆地下埋設物試掘調査・撤去工事において撤去しなかった残置物（隣接擁壁に接するコンクリート造の構造物等）についても、現状有姿での引渡しとなります。
- ◆地下埋設物（市が調査した以深のものを含む）及び土壌汚染を理由として、市は契約不適合責任を負いません。
- ◆都市ガス及び上水道ともに本物件への供給について、「習志野市ガス及び水道の供給に係る事前協議、本支管工事等の申請等の手続きに関する要綱」第3条に該当する場合は、本市との事前協議が必要となります。
- ◆公告、応募要領、物件調書に記載する内容に基づいた契約となりますので、これらを必ずご確認ください。
- ◆記載内容が現況と異なる場合は、現況を優先します。

案内図（広域）



現況図



求積表

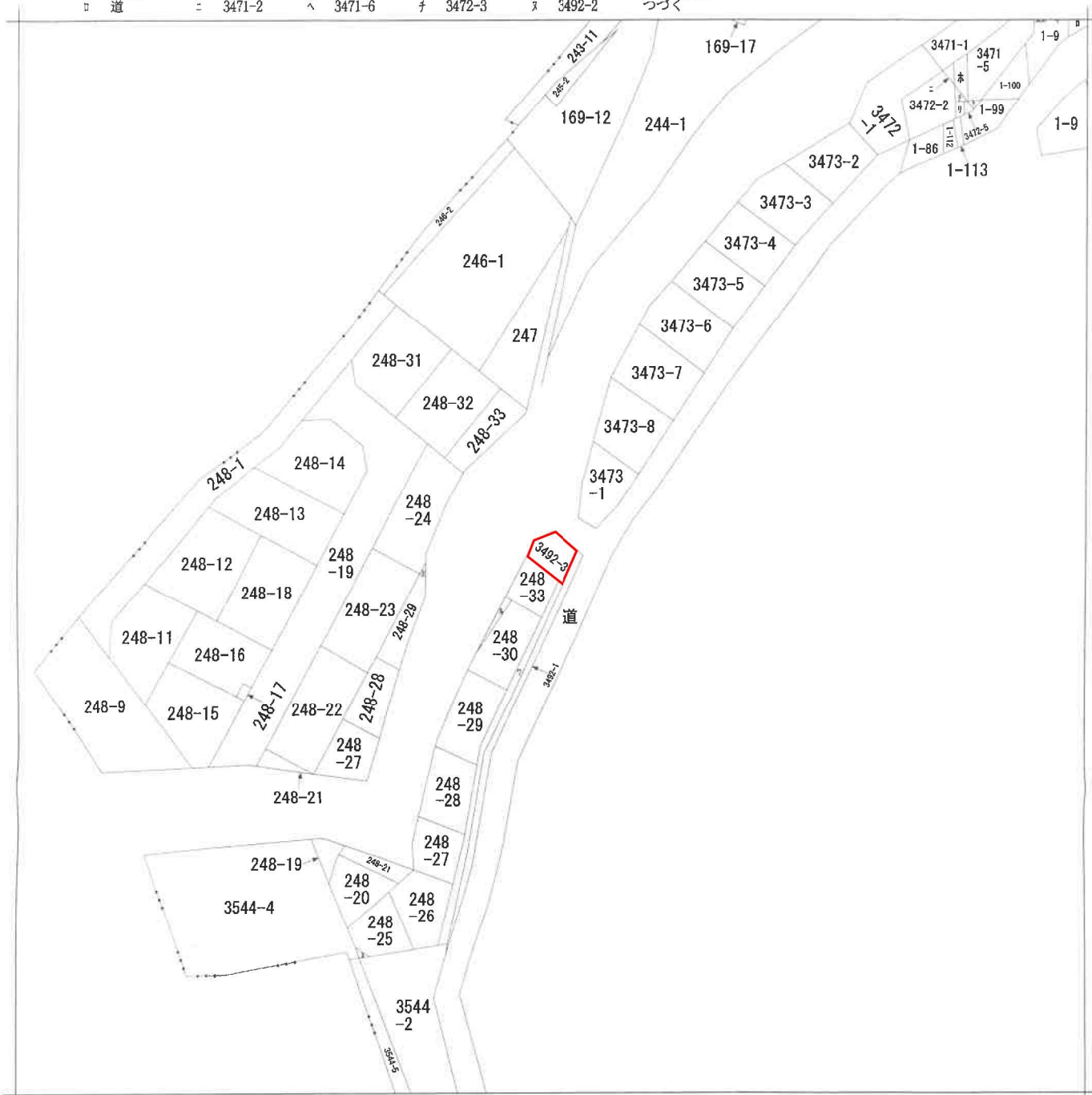
地番	3492-3				
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	
YK1	-35090.960	20060.957	-10.409	365261.802640	
YK2	-35093.508	20058.377	-6.331	222176.999148	
YK3	-35096.637	20054.626	2.218	-77844.340866	
RHYK2	-35102.045	20060.595	6.457	-226653.904565	
RHYK1	-35102.480	20061.083	8.191	-287524.413680	
RKP28	-35095.847	20068.786	-0.126	4422.076722	
			合計	-161.780601	
			合計面積	80.8903005	
			地積	80.89 m ²	

凡例

記号	境界標の種類
田	コンクリート杭
☒	プレート
⊕	金属鉄点
◎	基準点

公図 (A3をA4に縮小)

イ 1-102 ハ 3466-4 ホ 3471-3 ト 3471-4 リ 3472-4 ル 248-24
 道 ニ 3471-2 ヘ 3471-6 チ 3472-3 ス 3492-2 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 屋敷3丁目

請求部	所在	習志野市屋敷三丁目			地番	3492番3		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	方位不明		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月18日
 千葉地方務局

登記官

若月健



請求番号：72-1
 (1/2)

公用

現地写真



前面道路から撮影



前面歩道から撮影



前面道路



前面道路

提出書類一覧表

種別	番号	提出書類		摘要
個人	1	習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書	原本	単独名義用 もしくは共有名義用
	2	納税証明書 (都道府県民税及び市区町村民税)	原本	前年度分(令和4年度分)
	3	住民票の写し	原本	世帯全員記載のもの
	4	印鑑証明書	原本	個人のもの
法人	1	習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書	原本	単独名義用 もしくは共有名義用
	2	納税証明書 (都道府県民税及び市区町村民税)	原本	最新の事業年度分 法人の所在地のもの
	3	履歴事項全部証明書	原本	
	4	印鑑証明書	原本	法人のもの

注：申請書類一式は、契約、非契約に関わらず返却いたしません。

住民票や証明書等の添付書類は申請書提出時点で発行から3ヶ月以内のものに限ります。

共有名義の場合は、共有者全員の書類が必要となります。

郵便による入札書の提出について

入札書の作成・郵送方法については、必ず次のとおりとして下さい。

1. 入札書は、「習志野市市有地一般競争入札売払実施要領」にて指定した方法で作成してください。
2. **入札書は、必ず書留・簡易書留**のいずれかの方法で郵送して下さい。

また、必ず、「**習志野郵便局留**」と明記して下さい。

この場合、封筒は、以下の記載例（表・裏）どおりに作成してください。

なお、下記の郵便番号を正確に記載していただいた場合は、習志野市役所の所在地である「習志野市鷺沼2丁目1番1号」の記載を省略することができます。

封筒は糊付けをするなど、封緘して郵送して下さい。

(表)

〒275-8601

「習志野郵便局留」

習志野市役所 政策経営部 資産管理室 資産管理課 行

「市有地一般競争入札 入札書在中」

(裏)

物件番号 2

物件名 習志野市屋敷三丁目3492番3

差出人 住所又は所在地

氏名又は商号・名称

※縦書き・横書きは問いません。

習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

下記の物件の入札参加を申請し、次の事項について誓約します。

また、入札者名（個人の場合は落札者のみ）及び入札価格を公表することに同意します。

- ・応募要領、公告に記載する入札参加者の資格を満たしています。
また、暴力団等の該当の有無について、習志野警察署へ照会することに承諾し、市が照会をかけるにあたり、「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供します。
- ・入札等に当たり、関係法令及び習志野市規定条項等を遵守します。
- ・連合等により入札の公正を害するような行為はしません。
- ・開札終了後連合等の疑いが生じたときは、習志野市のとる措置に従い、異議申立てをしません。
- ・開札の進め方や入札の無効の取扱いについても、異議申立てをしません。

1 申込者

住所			
ふりがな 氏名			実印
電話番号		F A X 番号	
電子メールアドレス			
担当部署・担当者氏名			

※法人の場合は所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

2 入札参加物件

物件番号	物件名
2	習志野市屋敷三丁目3492番3

■添付書類

個人にあつては、個人市・県民税納税証明書（令和4年度分）、住民票の写し（世帯全員記載のもの）、個人の印鑑証明書。

法人にあつては、所在地の法人市民税・法人県民税納税証明書（直近の事業年度分）、履歴事項全部証明書、法人の印鑑証明書。

添付書類は参加申請書提出時点で発行から3ヶ月以内のものとしてください。

習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

下記の物件の入札参加を申請し、次の事項について誓約します。

また、入札者名（個人の場合は落札者のみ）及び入札価格を公表することに同意します。

- ・ 応募要領、公告に記載する入札参加者の資格を満たしています。
また、暴力団等の該当の有無について、習志野警察署へ照会することに承諾し、市が照会をかけるにあたり、当法人の役員の「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供します。
- ・ 入札等に当たり、関係法令及び習志野市規定条項等を遵守します。
- ・ 連合等により入札の公正を害するような行為はしません。
- ・ 開札終了後連合等の疑いが生じたときは、習志野市のとる措置に従い、異議申立てをしません。
- ・ 開札の進め方や入札の無効の取扱いについても、異議申立てをしません。

1 申込者（共有名義の代表者）

住所			
ふりがな 氏名			実印
電話番号		F A X 番号	
電子メールアドレス			
担当部署・担当者氏名			

※法人の場合は所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

代表者以外の共有者（共有者が4者以上の場合は、任意様式で共有者一覧を作成し、住所・氏名の記載及び押印をしてください）

住所	氏名
	実印
	実印

※法人の場合は所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

2 入札参加物件

物件番号	物件名
2	習志野市屋敷三丁目3492番3

■添付書類

個人にあつては、個人市・県民税納税証明書（令和4年度分）、住民票の写し（世帯全員記載のもの）、個人の印鑑証明書。法人にあつては、所在地の法人市民税・法人県民税納税証明書（直近の事業年度分）、履歴事項全部証明書、法人の印鑑証明書。添付書類は共有者全員分を提出してください。参加申請書提出時点で発行から3ヶ月以内のものとしてください。

入札書

貴市規定条項を承認の上、下記のとおり入札します。

物件番号	物件名
2	習志野市屋敷三丁目3492番3

入札金額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 入札金額は、「アラビア数字」で記載してください。

※ 入札金額の頭に「¥」を付けてください。

開札日 令和6年1月25日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

入札者

住所	
氏名	実印

※使用する印鑑は、入札参加申請書兼誓約書に押印したものとしてください。

※法人の場合は、所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

※共有名義の場合は、代表者を入札者としてください。

開札参加者（1名のみ）

住所	
氏名	印

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

辞 退 届

令和 年 月 日に「習志野市市有地一般競争入札参加申請書兼誓約書」を提出しましたが、このたび、下記の理由により辞退いたします。

記

1 申込者

住所	
氏名	実印
電話番号	

※法人の場合は所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

※共有名義で申込みをした場合は、代表者をご記入ください。

2 入札参加物件

物件番号	物件名
2	習志野市屋敷三丁目3492番3

3. 辞退理由

--

質問書

習志野市長 宮本 泰介 宛て

提出日 令和 年 月 日

提出者 (入札参加者)	住所			
	氏名			
	この質問書の担当者			
	電話番号		FAX番号	
	電子メールアドレス			

※法人の場合は、所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

物件番号 2	
質問番号	質問内容

<送付先等>

担当 資産管理課 三代川、宮本

電子メールアドレス zaikan@city.narashino.lg.jp

FAX 番号 047(453)7769

電話番号 047(451)1151 内線 393

<留意事項>

※質問書の提出は電子メール（電子メールアドレスが無い場合はFAX）といたします。

※電子メール、FAXいずれの提出についても、送信後、必ず資産管理課まで電話連絡をしてください。

※質問の項目ごとに質問番号を付してください。

<電子メールで提出する場合の注意事項>

- ・メールの件名は「物件番号2に関する質問書」としてください。
- ・押印は不要です。
- ・質問内容欄の表形式は適宜変更（文字のフォント・行挿入・高さ変更等）してください。
- ・ウィルス対策には万全を期すよう心がけてください。

収入
印紙

一括払い用

市有財産売買契約書（案）

売渡人 習志野市（以下「売主」という。）と、買受人 （以下「買主」という。）
とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売主は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

所在地番	地目	数量（㎡）
習志野市屋敷三丁目3492番3	宅地	80.89

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、買主は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金 円とする。

（売買代金の支払い）

第3条 買主は、売買代金を、売主の発行する納入通知書により、本契約締結の日に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を納付した時に買主に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第5条 売買物件は、前条の規定により売買物件の所有権が買主に移転したときに、現状のまま引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）

第6条 売主は、第4条の規定により売買物件の所有権が買主に移転した後、速やかに所有権移転の登記を申請するものとする。

2 前項の規定による所有権移転の登記に要する費用は、買主の負担とする。

（特約条項）

第7条 売買物件は関係書類（売主が入札公告において公表した物件調書等）のとおりとし、売主及び買主の双方は、これが契約の目的に適合するものであることを確認したうえで、本契約を締結する。

（契約不適合責任）

第8条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であっても、売主に対し売買物件の修補請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、本契約の解除その他一切の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する場合は、次に掲げる売買物件の修補請求、損害賠償請求又は本契約の解除について、引渡しの日から2年以内に売主に対して協議を申し出ることができるものとし、売主は協議に応じるものとする。

（1） 売買物件の修補請求は、契約不適合の補修に要する費用が売買代金を超過しないときに限りすることができる。この場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による補修をすることができる。

（2） 損害賠償請求は、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、売買代金を限度としてすることができる。

（3） 本契約の解除は、契約不適合により買主が本契約を締結した目的を達することができないときに限りすることができる。

（4） 契約不適合による売買代金の減額請求は、これをすることができない。

3 買主が本契約締結時に契約不適合を知っていたとき又は契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

4 前条の物件調書等記載の内容については、契約不適合に該当しない。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他の売主又は買主のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、売主買主双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡

しが本契約に定める引渡しの時を超えても、買主は、売主に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 買主は、売買物件を習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号の暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等の禁止)

第11条 買主は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

- 第12条 売主は、第10条及び前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、実地調査を行うことができる。
- 2 買主は、売主から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を売主に報告しなければならない。
 - 3 買主は、正当な理由なく第1項の実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前項の規定による報告を怠ってはならない。

(表明確約)

- 第13条 買主（買主が法人の場合は、法人の役員を含む。以下この条において同じ。）は、習志野市暴力団排除条例を遵守し、買主が暴力団、同条例第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 売主は、買主が暴力団等に該当しないことを確認する必要があると認めるときは、習志野警察署へ照会することができる。この場合において、買主は、当該照会に必要な情報を、売主に提供するものとする。

(違約金)

第14条 買主は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を違

約金として売主に支払わなければならない。

(1) 第12条第3項の規定に違反したとき 金(売買代金の1割)円

(2) 第10条、第11条又は前条第1項若しくは第2項後段のいずれかの規定に違反したとき 金(売買代金の3割)円

2 売主買主の双方は、前項の違約金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部とならないことを確認する。

(契約の解除)

第15条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないとき又は暴力団等に該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第16条 売主は、解除権(前条の解除権を含む。以下同じ。)を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、解除権を行使したときは、買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は返還しない。

(買主の原状回復義務)

第17条 買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記等の手続に必要な書類を売主に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第19条 売主は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第14条第1項の違約金又は前条の規定による損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買主の負担とする。

(信義誠実の義務)

第21条 売主と買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第22条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、売主買主両者協議のうえ定めるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第23条 売主と買主は、本契約に関する一切の紛争は、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するため、売主買主両者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 住所 習志野市鷺沼2丁目1番1号

氏名 習志野市
市長 宮本泰介

買主 住所

氏名

収入
印紙

契約保証金払い用

市有財産売買契約書（案）

売渡人 習志野市（以下「売主」という。）と、買受人 （以下「買主」という。）
とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売主は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

所在地番	地目	数量（㎡）
習志野市屋敷三丁目3492番3	宅地	80.89

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、買主は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 買主は、本契約締結の日に、契約保証金として金（売買代金の1割）円を売主の発行する納入通知書により売主に納付しなければならない。

2 売主と買主は、契約保証金は、第15条第1項の違約金及び第19条に定める損害賠償の予定又はその一部とならないことを相互に確認する。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 売主は、買主が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 売主は、買主が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売主に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を売主の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに売主に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を納付した時に買主に移転するものとする。

る。

(売買物件の引渡し)

第6条 売買物件は、前条の規定により売買物件の所有権が買主に移転したときに、現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権移転登記)

第7条 売主は、第5条の規定により売買物件の所有権が買主に移転した後、速やかに所有権移転の登記を申請するものとする。

2 前項の規定による所有権移転の登記に要する費用は、買主の負担とする。

(特約条項)

第8条 売買物件は関係書類（売主が入札公告において公表した物件調書等）のとおりとし、売主及び買主の双方は、これが契約の目的に適合するものであることを確認したうえで、本契約を締結する。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であっても、売主に対し売買物件の修補請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、本契約の解除その他一切の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する場合は、次に掲げる売買物件の修補請求、損害賠償請求又は本契約の解除について、引渡しの日から2年以内に売主に対して協議を申し出ることができるものとし、売主は協議に応じるものとする。

(1) 売買物件の修補請求は、契約不適合の補修に要する費用が売買代金を超過しないときに限りすることができる。この場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による補修をすることができる。

(2) 損害賠償請求は、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、売買代金を限度としてすることができる。

(3) 本契約の解除は、契約不適合により買主が本契約を締結した目的を達することができないときに限りすることができる。

(4) 契約不適合による売買代金の減額請求は、これをすることができない。

3 買主が本契約締結時に契約不適合を知っていたとき又は契約不適合が買主の責め

に帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

4 前条の物件調書等記載の内容については、契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第10条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他の売主又は買主のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、売主買主双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが生じた本契約に定める引渡しの日を超えても、買主は、売主に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、売主は、買主に対し、受領済みの契約保証金を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第11条 買主は、売買物件を習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号の暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等の禁止)

第12条 買主は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第13条 売主は、第11条及び前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、実地調査を行うことができる。

2 買主は、売主から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を売主に報告しなければならない。

- 3 買主は、正当な理由なく第1項の実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前項の規定による報告を怠ってはならない。

(表明確約)

- 第14条 買主（買主が法人の場合は、法人の役員を含む。以下この条において同じ。）は、習志野市暴力団排除条例を遵守し、買主が暴力団、同条例第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 売主は、買主が暴力団等に該当しないことを確認する必要があると認めるときは、習志野警察署へ照会することができる。この場合において、買主は、当該照会に必要な情報を、売主に提供するものとする。

(違約金)

- 第15条 買主は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として売主に支払わなければならない。
- (1) 第13条第3項の規定に違反したとき 金（売買代金の1割）円
 - (2) 第11条、第12条又は前条第1項若しくは第2項後段のいずれかの規定に違反したとき 金（売買代金の3割）円
- 2 売主買主の双方は、前項の違約金は、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部とならないことを確認する。

(契約の解除)

- 第16条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないとき又は暴力団等に該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

- 第17条 売主は、解除権（前条の解除権を含む。以下同じ。）を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。
 - 3 売主は、解除権を行使したときは、買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は返還しない。

(買主の原状回復義務)

- 第18条 買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記等の手続に必要な書類を売主に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第20条 売主は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第15条第1項の違約金又は前条の規定による損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買主の負担とする。

(信義誠実の義務)

第22条 売主と買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定等)

第23条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、売主買主両者協議のうえ定めるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第24条 売主と買主は、本契約に関する一切の紛争は、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するため、売主買主両者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 住所 習志野市鷺沼2丁目1番1号

氏名 習志野市
市長 宮本泰介

買主 住所

氏名



試掘調査状況



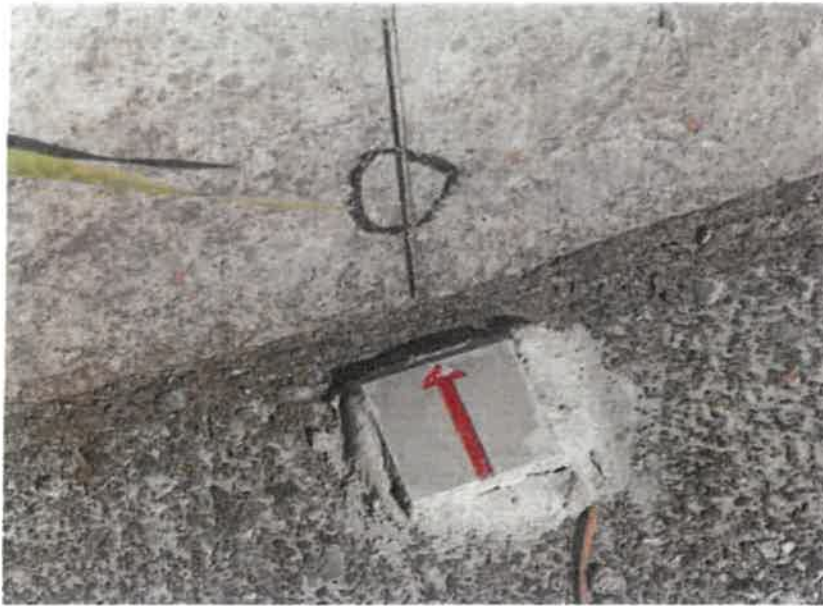
同上



同上

調査深さ確認

500mm以上



境界確認

土間解体前



同上



同上

土留め一部解体

状況



埋設物
撤去



土間撤去



埋設物
鉄筋、塩ビ



調査完了



同上



同上



調査完了



同上



同上